

森林の利用保全促進のための制度の概要

■森林利用保全指針の策定

知事は、森林の利用・保全を総合的・計画的に推進するための指針を策定します。

対象

地域森林計画（森林法第5条）の対象となっている民有林

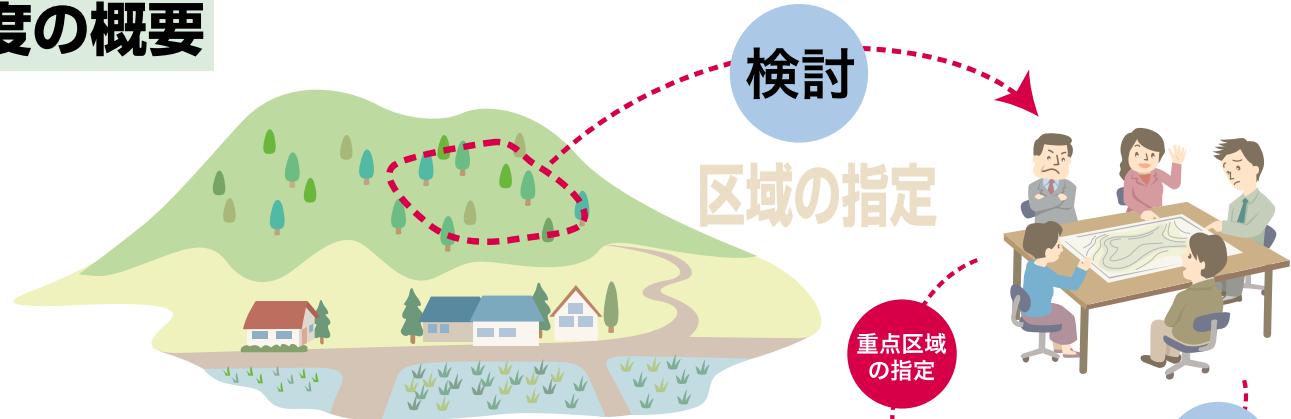
指針に定める事項

自然的、社会的及び歴史的な背景を踏まえた地域区分

地域区分ごとの森林に関する長期的な目標

目標達成の方針及びその方針に基づく施策の基本的な方向

指針の策定



■森林利用保全重点区域の指定・森林利用保全計画の策定

知事は、森林の利用・保全を重点的に行う区域を指定して森林の利用・保全を推進します。

知事は、指定に当たっては、森林の利用・保全の総合的な推進に係る計画を定めます。

- 対象** 森林の公益的機能を一層高めに発揮させる必要がある区域
森林利用保全計画に定める事項
- 森林に関する長期的な目標
 - 森林の利用及び保全に関する取組及び施策

市町村長

提案

→

同意徴収

←

知事

森林利用保全重点区域の指定

森林利用保全計画の策定

区域の指定

計画推進のための措置

- 造林事業等の重点的な実施
- 技術講習会の開催、情報提供その他の支援措置
- 府民理解の増進のための広報活動、学習機会の提供 等

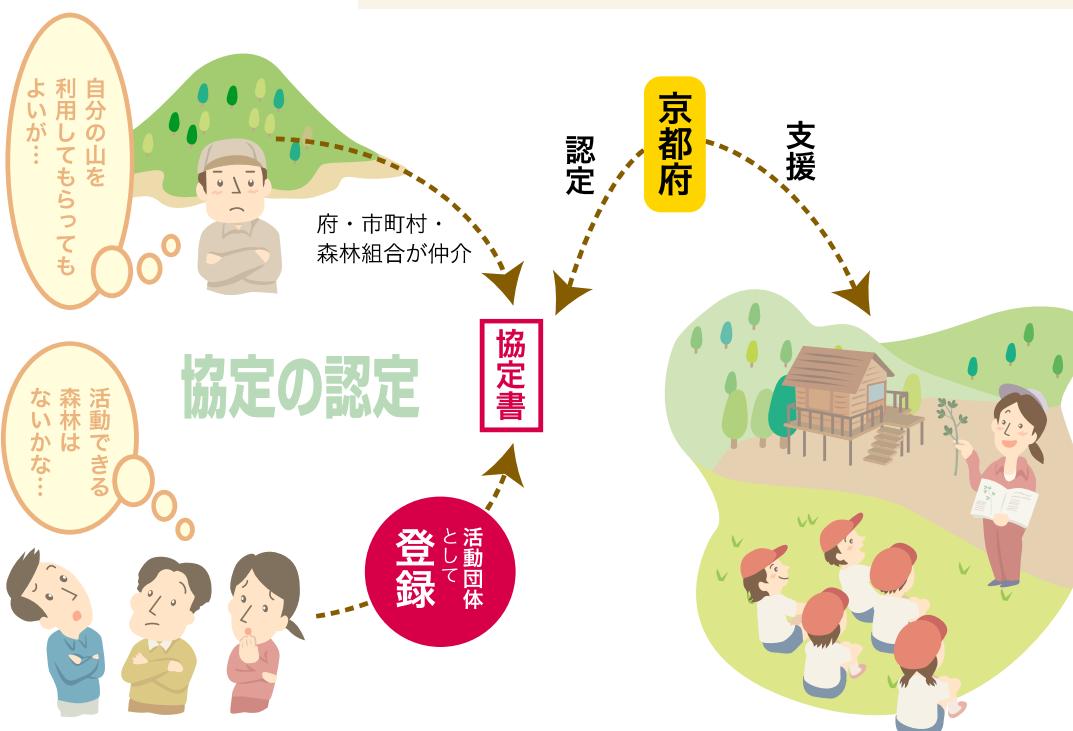


検討

区域の指定

重点区域の指定

利用保全計画の作成



■森林利用保全活動団体の登録・森林利用保全協定の認定

重点区域で森林の利用保全活動を行おうとする団体は、知事の登録を受けることができます。
森林利用保全活動団体は、森林利用保全協定について知事の認定を受けることができます。

登録 ↓
森林利用保全活動団体

- 登録要件**
- 活動の実績があること
 - 安定的・持続的に活動できること



認定 ↓
森林利用保全協定

森林所有者

認定 ↓
森林利用保全協定

森林所有者

協定の認定

- 協定に基づく活動への支援措置等**
- 技術指導、講習会の開催、情報提供その他の必要な支援措置
 - 森林利用保全計画の変更について知事に提案

